「ユネスコ公共図書館宣言 2022」（図友連仮訳）

２０２３年５月２９日　図書館友の会全国連絡会総会決定

1

自由であること、繁栄すること、社会と個人が成長することは人間の基本的価値である。それらは十分な知識を持った市民が　民主的な権利を行使し、社会において積極的な役割を果たす、という能力を発揮することによってのみ達成される。積極的な社会参加及び民主主義社会の発展は、十分な教育が得られるとともに、無料で制限なく知識、思想、文化、情報にアクセス*[1]できることにかかっている。

*[1]原文 access　「接近・接近する・近づく手段のほかに、接続する・（情報を）呼び出す・利用する権利・近づく権利・（病気の）発作などの意味がある名詞と動詞の品詞をもつ英語表現」（weblio 辞書）。　「２ ネットワークを通じて他のコンピューターに接続すること。特に、インターネット上の情報を探して閲覧すること。３ コンピューターで、メモリーや記憶装置に対してデータの読み出し・書き込みを行うこと。４ 物や情報を利用すること。」（Goo 辞書）

地域に開かれた「知」への扉、公共図書館は、個人と社会集団が、生涯学習のため、自立して意思決定するため、そして文化的に成長するための基盤となる環境を提供する。公共図書館は、商業的、技術的、法的な障壁無しに、科学的知識や地域に関する知識を含むあらゆる種類の「知」にアクセスし、知の創造と共有を可能とすることによって、健全な知識社会を支える。

あらゆる国、特に発展途上の地域にあっては、図書館は、教育を受ける権利、知識社会や地域の文化的生活への参加ができる限りの多くの人々に実現することの、確かな支えとなっている。

この宣言は、教育、文化、包摂*[1]、情報への強靭な力として、そして、持続可能な成長のため、そして、すべての人間の心の内を融和と精神的調和で充たすためのかけがえのない働きをするものとしての、公共図書館へのユネスコの信頼を表明する。

*[1]原文”inclusion“　「包摂」とした。「社会的包摂」と同じ意味で使われている。「社会的包摂」とは、「社会的に弱い立場にある人々をも含め市民ひとりひとり、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会（地域社会）の一員として取り込み、支え合う考え方のこと。」（ウィキペディア）

ユネスコは、それゆえ、国と地方政府が公共図書館の発展を支え積極的に関与することを奨励する。

2　公共図書館とは

公共図書館は、利用者が必要とするあらゆる種類の知識と情報が素早く入手できる地域の情報センターである。公共図書館は知識社会の不可欠な構成要素であり、ユニバーサルアクセス*[1]を提供する際に求められる新たな通信手段に常に適応するようにし、すべての人々が有意義な情報利用ができることを保障する。公共図書館は、知の生産、情報と文化の共有と交流、そして市民参画の促進のための公に開かれた空間を提供する。

*[1]「国籍、年齢、性別、障害などあらゆる要因にかかわらず、誰でも同じようにインターネットを利用でき、情報を得られる状態のこと。アクセシビリティともいう。身体障害者が不自由なく入力できる機器の開発や、インターネットの普及率が低い地域への教育など、世界的にユニバーサルアクセスの実現に向けた努力がなされている」（コトバンク）」。

図書館は地域社会の創り手であり、地域のニーズを満たし、生活の質の向上に寄与するサービス構築を支えるために、図書館はあらかじめ積極的に新たな利用者に手を差し伸ばし、効果的な聞き取りを行なう。市民は自分たちの公共図書館を信頼している。それに応えて、積極的に情報を提供し続け、地域社会を覚醒した状態に保つことが、公共図書館のめざすところである。

公共図書館のサービスは、年齢、民族、ジェンダー、宗教、国籍、言語、社会的地位、そして、その他いかなる特性に関わることなく、利用の権利はすべての人に平等であるという原則に立って提供される。理由がどのようなものであろうとも、一般的なサービスや資料・用具を利用できない人々―たとえば、少数言語の人々、障がいを持つ人々、デジタル*[1]やコンピューターのスキルの低い人々、リテラシー能力の低い人々、そして病院や刑務所の中にいる人々―に対しては、特別なサービスと資料・用具*[2]が提供されなければならない。

*[1]「令和三年に日本で施行された『デジタル社会形成基本法』では第二条でデジタルを「インターネットその他の高度情報通信ネットワーク」や「電磁的記録」を用いるものとしており、」（ウィキペディア）

*[2]資料・用具　materials は「素材」を表す。「ユネスコ公共図書館宣言」は、「資料」を指す場合は、単数の“material”を用い、「資料及び用具」を指す場合は、複数の“materials”を用いている。「用具」とは、ここでは、拡大読書鏡や病院・刑務所に要するブックトラック等を指していると考えている。

あらゆる年齢層がその求めに合った資料を見つけ出せなければならない。収集物とサービスは、伝統的な資料・用具に加えて、あらゆる種類の有効なメディアや最新技術を取り入れなければならない。質が高いこと、地域の要求や実態に沿っていること、そして、その地域社会の言語と文化の多様性が反映されていることが基本である。資料は人間の挑戦と想像の

記録であるとともに、時代の動向や社会変化をも反映しなければならない。

収集物とサービスは、いかなる形の思想、政治、宗教上の検閲に、また商業上の圧力にも支配されてはならない。

3　公共図書館の任務

情報、リテラシー*1、教育、包摂*2、市民参画、そして文化に関わる、以下の重要な任務は、公共図書館サービスの核としなければならない。これらの重要な任務によって、公共図書館は、「持続可能な開発目標(SDGs)」*3と、より公正で人間的で持続可能な社会の建設に寄与する。

*1 原文 literacy は「その分野に関する十分な知識や情報を収集し、かつ有効活用できる能力」のこと。もともとは「読み書きの能力」「識字能力」を意味する。今日では、英語でも日本語でも主に「情報を活用する能力」の意味で用いられる。(weblio 辞書から抜粋)

*2原文 inclusivity　「包摂」をあてた。　Inclusivity とは、〔人種や性別などにかかわらず〕何者も排除しないこと、あらゆる人を受け入れようとすること（英辞郎 on the WEB）

*3「Sustainable Development Goals」(SDGs) の日本の公式名称。2015 年国連採択。

1　検閲のない幅広い情報と思想へのアクセスを提供する。人生のあらゆる場面で、人々が継続的、自発的、自主的な知の探求ができるように、生涯学習を援助するのと同じに、すべての段階での公式・非公式の教育を援助する。

2　それぞれが創造的に成長する機会を提供する。想像力、創造性、好奇心、共感性を刺激し励ます。

3　誕生から大人になるまでの子どもの時期に、読書習慣をつけ伸ばしていく。

4　情報化された民主主義社会に備える時にあって、読み書きの能力を高めるための諸活動と事業を開始し援助し参画する、そして、あらゆる年齢のすべての人々のメディア・情報リテラシーとデジタルリテラシーの能力向上を促進する。

5　情報、収集物、事業へのアクセスを可能とするデジタル技術を利用して、対面でも遠く離れていても、地域社会にいつでも可能な限りサービスを提供する。

6　図書館の役割が社会構造の核であるという認識の下、すべての人々があらゆる種類の地域社会の情報及び地域住民による組織形成の機会へのアクセスが確実にできるようにする。

7　科学の進歩の共有を可能とするだけでなく、利用者の生命・生活に影響を与えうる調査研究結果や健康情報等の科学的知識へのアクセスを地域社会に提供する。

8　地域企業、社会組織*1、利益集団*2に対して、十分な情報を提供する。

*1原文 associations　社会組織を用いた。　「共通の目的や関心をもつ人々が、自発的に作る集

団や組織。学校・教会・会社・組合など。」（weblio 国語辞典）

*2原文 interest groups 「社会学で、ある特定の利害や関心に基づいて組織化された集団をいう。職場の中における非公式の小集団から、全国的規模の組織をもつ団体に至るまで多様。」（コトバンク）

9 地域と先住民の記録、知識、遺産（口承を含む）を保存し、アクセスできるようにする。そして、その地域社会の要望に基づいて、収集、保存、共有すべき素材を選定することに地域社会が積極的な役割を果たすことができる環境を提供する。

10 異文化間の対話を促進し、文化の多様性を尊重する。

11 文化表現と文化遺産、また芸術鑑賞への意義のあるアクセスと保護を促進する。そして、デジタル化資料やデジタル資料と同じに、伝統的なメディアはその記録状態のままで、科学の知識・調査研究・変革へのオープンアクセス*1を促進する。

*1「インターネット上で論文などの学術情報を無償で自由に利用できるようにすること」（ウィキペディア）

4 財源、法律、ネットワーク

公共図書館の入館とサービスは原則として無料とする。公共図書館は地方および国の当局が責任を負う。公共図書館は国際条約および国際協定に整合する、固有かつ最新の法律によって支えられなければならない。公共図書館は国および地方政府が経費を支出しなければならない。公共図書館は、文化、情報提供、リテラシーおよび教育のいかなる長期戦略においても不可欠の構成要素の一つでなければならない。

デジタル時代において、著作権および知的財産権に関する法律は、公共図書館が物的資料と同様に、また同規模でデジタルコンテンツを妥当な条件で入手し、アクセスする権限を保証しなければならない。

【２案】デジタル時代において、著作権および知的財産権に関する法律は、物的資料と同じに、妥当な条件でデジタルコンテンツを入手しアクセスできるようにするために、公共図書館に同じ資格を保証しなければならない。

In the digital era, copyright and intellectual property legislation must ensure public libraries the same capacity to procure and give access to digital content on reasonable terms as is the case with physical resources.

ensure public libraries the same capacity 公共図書館に同じ（法定）資格を保証する

to procure and give access to digital content

デジタルコンテンツを入手しアクセスできるようにする

全国的な図書館の連携と協力を確立するために、法律および戦略的計画は、サービスに関して合意された基準に基づく全国図書館ネットワークをさらに規定するとともに推進し

なければならない。

公共図書館ネットワークは、諸学校および大学の図書館がそうであるように、国立図書館、地域図書館、研究図書館、専門図書館とも連携して設計されなければならない。

5　運営と管理

地域社会の求めに応じてはっきりした目標、優先順位、サービスの明確な方針が策定されなければならない。地域固有の知の重視と住民参画がこれを進めるにあたって重要であり、方針決定に地域社会を含めなければならない。

公共図書館は効率的に組織されるべきであり、運営には専門的基準が維持されなければならない。

サービスは実際であれ、あるいはデジタルであれ、いずれの場合でも地域社会のすべての人々がアクセスできなければならない。利用する人々にとって便利で今日的な技術や十分な開館時間とともに、適所に配置され整備された図書館施設、良好な読書・学習設備が必要である、それは図書館に来ることのできない人々へのアウトリーチサービスにも等しく当てはまる。

図書館サービスは、地域社会の中の、疎外された集団、支援を要する障害を持つ利用者、多言語を使う利用者、先住民族の人々のニーズに対応するのはもちろん農村部と都市部にある地域社会の異なるニーズにも対応しなければならない。

図書館員は、利用者と資源－それがデジタルでも伝統的なものでも－との積極的な仲介者である。　図書館員の専門的で継続的な教育が絶対に必要であることはもとより、現在と将来の課題に立ち向かうために、十分な人員と資料群が必要最低限のサービスを保証するのに絶対に必要である。首長と図書館専門職員による、十分な資料源の質と量を明確にする協議が着手されなければならない。

アウトリーチ及び利用者教育のプログラムは、すべての資料源から利用者が利益を得ることを援助するために提供されなければならない。

継続的な調査研究*1は、政策担当者に図書館の社会的利益を説明するために、図書館効果の評価とデータの収集に焦点を合わせなければならない。統計データは長期に渡って収集されなければならない、なぜなら社会における図書館の便益はしばしば後に続く世代に現れるからである。

*[1]原文 Ongoing research を「継続的な調査研究」としたが、第１文の意味を理解するに至らない。図書館の事業評価に係るものかとも思うが。

6　協力連携

図書館がより広くより多様な人々にサービスを届けるため、協力連携関係を築くことは不可欠である。図書館と関連する人たち－たとえば、利用者グループ、学校、NGO、図書館関連団体、事業者、そして他の専門家たち－との、国際レベルはもとより地域や国レベルでの協力が確保されなければならない。

7　宣言の履行

全世界の国および地方政府の政策決定者そして図書館界*[1]が、この宣言が述べた諸原則を履行することをここに強く要請する。

*[1]原文 the library community　「図書館界」を広くとらえて採用した。図書館利用者を含め図書館にかかわる人々は the library community の一員で、履行を呼びかけられた対象と解釈している。

２０２２年7月１８日

凡例

1）原文は、ユネスコのホームページ掲載の「IFLA-UNESCO Public Library Manifesto 2022」（https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000385149?posInSet=2&queryId=N-PLORE-a65588dc-e84a-4869-9ded-f9cfd5a7d430）を使用した。

2）仮訳作成にあたっては、誤訳をなくすために集団的討議が必要であると考え、「ユネスコ公共図書館宣言」プロジェクト班を立ち上げ、班員5名が原案作成をおこなった。検討にあたっては、その記述しているものを正確に日本語に移し替えること、日本語として理解できる文章にすることを前提とした。正確を期すために単語一つ一つの意味も検討をおこなった。

3）参考として、「IFLA-ユネスコ公共図書館宣言 2022」（前述1）の原文からの自動翻訳を使用した。日本語として不可解な表現も多くあるが、原文の構造を把握して日本語に移し替えているので、正確に原文の意図を伝えている。

　また、「ユネスコ公共図書館宣言 2022（仮訳）および解説」（永田治樹　未来の図書館研究所 Library Compass　第6回）をも参照した。
https://www.miraitosyokan.jp/future_lib/lib_compass/no6/

4）その他

①原文タイトルは「IFLA-UNESCO Public Library Manifesto 2022」であるが、仮訳では従来から使用されてきた「ユネスコ公共図書館宣言」をタイトルに用いた。「IFLA」がほとんどの人に知られていないことによる。

②見出しの数字は原文にはないが、検討しやすいように与えた。

③仮訳においては、”must”” have to“”should”は、いずれも「しなければならない」を仮に用いることとした。今後の検討とする。

④理解しやすくするために、本文に簡単な注を付した。